

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（イノベ構想推進立地支援事業）交付規程 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）交付規程</p> <p>制定：令和7年4月11日 <u>改正：令和8年4月17日</u></p>	<p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）交付規程</p> <p>制定：令和7年4月11日</p>
<p>（通則）</p> <p>第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20240531財福第1号、20250328財福第5号、<u>20251017財福第1号、20260327財福第3号</u>。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>（通則）</p> <p>第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20240531財福第1号、20250328財福第5号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p>
<p>（目的）</p> <p>第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する公益財団法人福島県産業振興センター（以下「基金設置法人」という。）及び基金設置法人の委託による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局（以下「事務局」という。）が、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。以下同じ。）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する公益財団法人福島県産業振興センター（以下「基金設置法人」という。）及び基金設置法人の委託による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局（以下「事務局」という。）が、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第<u>156</u>号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。以下同</p>

<p>及び福島国際研究産業都市区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第7条第6項の規定に基づく区域）の産業復興を加速するため、これらの地域において工場・店舗等を新增設する企業に対し、補助金の交付を行う事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。</p>	<p>じ。）及び福島国際研究産業都市区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第7条第6項の規定に基づく区域）の産業復興を加速するため、これらの地域において工場・店舗等を新增設する企業に対し、補助金の交付を行う事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。</p>
<p>（交付の対象及び補助率） 第3条 （略） 5 補助事業者は令和<u>11</u>年3月31日までに補助事業を完了するものとする。ただし、自己の責任によらない理由により、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局を通じ基金設置法人に提出し、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和<u>12</u>年3月31日を限度として指示を受けた期日を完了の日とすることができる。</p>	<p>（交付の対象及び補助率） 第3条 （略） 5 補助事業者は令和<u>9</u>年3月31日までに補助事業を完了するものとする。ただし、自己の責任によらない理由により、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局を通じ基金設置法人に提出し、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和<u>10</u>年3月31日を限度として指示を受けた期日を完了の日とすることができる。</p>
<p>（交付の申請） 第4条 （略） 2 補助事業者が前項の規定による期限までに申請書を提出できない場合は、基金設置法人が認めたものに限り、期限の猶予を受けることができる。ただし、令和<u>9</u>年3月31日を限度とする。 （略） 5 補助事業者のうち、補助金の交付申請を行わない者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを、事務局を通じ基金設置法人に提出しなければならない。 （略）</p>	<p>（交付の申請） 第4条 （略） 2 補助事業者が前項の規定による期限までに申請書を提出できない場合は、基金設置法人が認めたものに限り、期限の猶予を受けることができる。ただし、令和<u>8</u>年3月31日を限度とする。 （略） 5 <u>基金設置法人が採択し経済産業省が承認した</u>補助事業者のうち、補助金の交付申請を行わない者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを、事務局を通じ基金設置法人に提出しなければならない。 （略）</p>
<p>（補助事業の経理等） 第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する<u>補助事業者の</u>会計年度の終了後10年間、基金設置法人又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。</p>	<p>（補助事業の経理等） 第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後10年間、基金設置法人又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。</p>
<p>（補助要件未達成による補助金の返還）</p>	<p>（補助要件未達成による補助金の返還）</p>

<p>第22条 基金設置法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業者を支払われた補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。なお、天災など補助事業者の責めに帰さない場合を除く。</p> <p><u>(1)補助事業者が第26条第1項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用された新規地元雇用者の数が、別表1の交付要件に定める2 雇用維持要件を満たさなかった場合。</u></p> <p>(2) 別表1に掲げる補助対象施設・設備のうち社宅を対象とする補助事業を実施する場合、補助事業者が第26条第2項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員等が入居する戸数が、別表1の入居維持要件を満たさなかった場合。</p> <p>(3) 補助事業者が第27条第1項に基づいて報告した、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の総計）の増加割合が、別表1の交付要件に定める<u>3 (1) 付加価値額の増加</u>を満たさなかった場合。</p> <p>(4) 補助事業者が第27条第2項に基づいて報告した、<u>福島県内</u>に立地する企業との取引額が、別表1の交付要件に定める<u>3 (2) 福島県内取引要件</u>を満たさなかった場合。</p> <p>2 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。</p>	<p>第22条 基金設置法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業者を支払われた補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。なお、天災など補助事業者の責めに負わない場合を除く。</p> <p>(1) 別表1に掲げる補助対象施設・設備のうち社宅を対象とする補助事業を実施する場合、補助事業者が第26条第2項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が、別表1の入居維持要件を満たさなかった場合。</p> <p>(2) 補助事業者が第27条第1項に基づいて報告した、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の総計）の増加割合が、別表1の交付要件に定める「<u>2. (1) 付加価値額の増加</u>」を満たさなかった場合。</p> <p>(3) 補助事業者が第27条第2項に基づいて報告した、<u>避難指示区域等</u>に立地する企業との取引額が、別表1の交付要件に定める「<u>2. (2) 避難指示区域等に立地する企業との取引額</u>」を満たさなかった場合。</p> <p>2 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。</p>
<p>(財産の管理等)</p> <p>第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第16による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第17による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 基金設置法人は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分）した場合は、当該処分した財産に係る補助金の全部若しくは一部を基金設置法人に納付させることができる。</p> <p>5 第16条第3項の規定は、前項の納付の規定について準用する。</p>	<p>(財産の管理等)</p> <p>第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第16による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、<u>当該年度</u>に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第17による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 基金設置法人は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分）した場合は、当該処分した財産に係る補助金の全部若しくは一部を基金設置法人に納付させることができる。</p> <p>5 第16条第3項の規定は、前項の納付の規定について準用する。</p>
<p>(雇用創出等の状況報告)</p>	<p>(雇用創出等の状況報告)</p>

<p>第26条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び前項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省及び基金設置法人に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る補助事業者の会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第26条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び前項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(<u>県内取引</u>等の状況報告)</p> <p>第27条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間（以下「付加価値額に係る報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の総計）の増加割合の状況について、様式第21による<u>福島県内取引</u>等報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、付加価値額に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間（以下「取引額に係る報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に、<u>福島県内に</u>立地する企業との取引額の状況について、様式第21による<u>福島県内取引</u>等報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、取引額に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ<u>経済産業省及び基金設置法人</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>5 基金設置法人は、第1項及び第2項に基づき補助事業者から報告のあった<u>福島県内取引</u>等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。</p>	<p>(<u>地域経済効果</u>等の状況報告)</p> <p>第27条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間（以下「付加価値額に係る報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の総計）の増加割合の状況について、様式第21による<u>地域経済効果</u>等報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、付加価値額に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間（以下「取引額に係る報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に、<u>避難指示区域等に</u>立地する企業との取引額の状況について、様式第21による<u>地域経済効果</u>等報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、取引額に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ<u>基金設置法人を通じ経済産業省</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>5 基金設置法人は、第1項及び第2項に基づき補助事業者から報告のあった<u>地域経済効果</u>等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。</p>
<p>(<u>地域貢献等の状況報告</u>)</p> <p><u>第28条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会</u></p>	

<p><u>計年度の翌会計年度より5年間（以下「地域貢献に係る報告期間」という。）</u>、<u>補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に、地域コミュニティへの貢献活動及び経済的な地域貢献活動の取組状況について、様式第22による地域貢献等活動報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、地域貢献に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>補助事業者は、第1項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省及び基金設置法人に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>補助事業者は、第1項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</u></p> <p>4 <u>基金設置法人は、第1項に基づき補助事業者から報告のあった地域貢献等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。</u></p>	
<p>(現地調査等) 第<u>29</u>条 (略)</p>	<p>(現地調査等) 第<u>28</u>条 (略)</p>
<p>(情報管理及び秘密保持) 第<u>30</u>条 <u>(4) 相手方から提供された時点で、既に公知であった情報</u> <u>(5) 相手方から提供された後、受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報</u> (略)</p>	<p>(情報管理及び秘密保持) 第<u>29</u>条 <u>(4) 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報</u> (略)</p>
<p>(暴力団排除に関する誓約) 第<u>31</u>条 (略)</p>	<p>(暴力団排除に関する誓約) 第<u>30</u>条 (略)</p>
<p>(電子情報処理組織による申請等) 第<u>32</u>条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第5項の規定に基づく補助金辞退届け、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第17条第2項の規定に基づく支払い請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23条第1項の規定に基づく操業休止又は廃止の報告、第25条第3項の規定に基づく</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等) 第<u>31</u>条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第5項の規定に基づく補助金辞退届け、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第17条第2項の規定に基づく支払い請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23条第1項の規定に基づく操業休止又は廃止の報告、第25条第3項の規定に基づく</p>

<p>財産の処分の承認申請、第26条第1項及び第2項に基づく雇用等状況報告、<u>第27条第1項及び第2項の規定に基づく福島県内取引等報告書又は第28条第1項の規定に基づく地域貢献活動報告書</u>（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>財産の処分の承認申請、第26条第1項及び第2項に基づく雇用等状況報告又は<u>第27条第1項及び第2項の規定に基づく地域経済効果等状況報告</u>（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第<u>33</u>条 基金設置法人及び事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第9条第2項の規定に基づく通知、第10条第4項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、同条第5項の規定に基づく求め、第12条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく承認、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還請求、第18条第2項の規定に基づく返還請求、第19条第3項の規定に基づく通知、同条第4項の規定に基づく返還請求、第22条第1項の規定に基づく返還請求、第23条第2項の規定に基づく返還請求又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第<u>32</u>条 基金設置法人及び事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第9条第2項の規定に基づく通知、第10条第4項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、同条第5項の規定に基づく求め、第12条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく承認、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還請求、第18条第2項の規定に基づく返還請求、第19条第3項の規定に基づく通知、同条第4項の規定に基づく返還請求、第22条第1項の規定に基づく返還請求、第23条第2項の規定に基づく返還請求又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>
<p>（その他の必要な事項）</p> <p>第<u>34</u>条</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>（その他の必要な事項）</p> <p>第<u>33</u>条</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月11日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20250328財福第5号）の施行の日（令和7年3月31日）から施行する。</p> <p>2 事務局が制定した「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（地域経済効果立地支援事業）交付規程（令和4年3月22日制定）」（以下「事務局が制定した交付規程」という。）により事務局がした処分、手続きその他の行為（以下「処分等」という。）は、この交付規程の規定により基金設置法人がした処分等とみなし、事務局が制定した交付規程により事務局に対してされてきた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、この交付規程の規定により基金設置法人に対してされた申請等とみなす。</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月11日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20250328財福第5号）の施行の日（令和7年3月31日）から施行する。</p> <p>2 事務局が制定した「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（地域経済効果立地支援事業）交付規程（令和4年3月22日制定）」（以下「事務局が制定した交付規程」という。）により事務局がした処分、手続きその他の行為（以下「処分等」という。）は、この交付規程の規定により基金設置法人がした処分等とみなし、事務局が制定した交付規程により事務局に対してされてきた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、この交付規程の規定により基金設置法人に対してされた申請等とみなす。</p>

この規程は、令和8年4月17日から施行する。ただし、施行前に採択された補助事業については、第3条第5項の規定を除き従前の例による。

別表1	
補助対象事業	<p>福島国際研究都市構想（以下「福島イノベーション・コースト構想」という。）の重点推進分野（※）に資する事業</p> <p>※ 福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野は以下のとおり。</p> <p>①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙</p>

補助対象地域	<p>福島国際研究産業都市区域であること。ただし、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）の補助対象地域を除く。</p> <p>いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村</p>
--------	--

別表1	
補助対象事業	<p><u>下記2つの事業のうち、いずれかを行うこととする。</u></p> <p><u>1 福島国際研究都市構想（以下「福島イノベーション・コースト構想」という。）の重点推進分野（※）に資する事業</u></p> <p>※ 福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野は以下のとおり。</p> <p>①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙</p> <p><u>2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業</u></p>

補助対象地域	<p><u>1 福島国際研究都市構想（以下「福島イノベーション・コースト構想」という。）の重点推進分野に資する事業にあつては、福島国際研究産業都市区域であること。ただし、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）の補助対象地域を除く。</u></p> <p>いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村</p> <p><u>2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業にあつては、福島県における次に掲げる地域であること。</u></p> <p><u>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野</u></p>
--------	--

				<p><u>町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村</u></p> <p><u>(注) 1 及び 2 共通</u></p> <p>社宅を整備する場合において、「補助対象施設・設備」のただし書きに該当する場合は、当該規定によること。</p>
	<p>社宅を整備する場合において、「補助対象施設・設備」のただし書きに該当する場合は、当該規定によること。</p>			<p>社宅を整備する場合において、「補助対象施設・設備」のただし書きに該当する場合は、当該規定によること。</p>
補助対象施設	<p>補助対象地域に立地する次に掲げる施設又は設備（具体的には下記（１）～（５）の施設・設備を対象とする。）</p> <p>福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）に資する施設及び設備</p> <p>(略)</p> <p>(４) 社宅 上記（１）から（３）までの施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する５戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設）</p> <p>ただし、上記のかっこ書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めたときは、<u>避難指示区域等</u>外の次に掲げる地域に立地する施設</p> <p>(略)</p>	補助対象施設	<p>補助対象地域に立地する次に掲げる施設又は設備であること。（具体的には下記（１）～（５）の施設・設備を対象とする。）</p> <p><u>1 福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）に資する施設及び設備</u></p> <p><u>2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する施設及び設備</u></p> <p>(略)</p> <p>(４) 社宅 上記（１）から（３）までの施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する５戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設）</p> <p>ただし、上記のかっこ書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めたときは、<u>補助対象地域</u>外の次に掲げる地域に立地する施設</p> <p>(略)</p>	
交付要件	次に掲げる <u>1 から 3</u> の要件を満たすこと。(<u>3</u> については (1) 及び (2) の両方の要件をみたすこと。)		交付要件	次に掲げる <u>1 及び 2</u> の要件を満たすこと。(<u>2</u> については (1) 及び (2) の両方の要件をみたすこと。)

<p>1 雇用要件</p> <p>下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とするが、<u>交付申請書の「補助事業期間中に雇用する新規地元雇用者数」欄に記載した人数が、それを上回る場合、当該記載人数を新規地元雇用者数とする。</u>ただし、補助対象施設・設備（１）、（５）については投下固定資産額５千万円を下限とする。</p> <p>補助対象施設（２）、（３）、（４）については投下固定資産額３千万円を下限とする。</p> <p>新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員及び非<u>正規社員</u>（以下「正社員等」という（注。）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、<u>当該工場等に勤務する者</u>をいう。</p> <p>なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域（以下「浜通り等１５市町村」という。）外から浜通り等１５市町村内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者及び浜通り等１５市町村内から避難指示区域等に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、<u>避難指示区域等を含む行政区域（以下「１２市町村」という。）における避難指示区域等の外から避難指示区域等に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、いわき市・相馬市・新地町から１２市町村に住所を移転した正社員等としての転入雇用者並びに福島県外から福島県内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者を含むものとする。</u>ただし、避難住民（東日本大震災の発生時、補助対象地域に住民票を有する住民）については、補助対象地域外から補助対象地域内に勤務地を異動し</p>		<p>1 雇用要件は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。</p> <p>ただし、補助対象施設・設備（１）、（５）については投下固定資産額５千万円を下限とする。</p> <p>補助対象施設（２）、（３）、（４）については投下固定資産額３千万円を下限とする。</p> <p>新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員及び非<u>正社員</u>（以下「正社員等」という（注。）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいう。</p> <p>なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域（以下「浜通り等１５市町村」という。）外から浜通り等１５市町村内に住所<u>等</u>を移転した正社員等としての転入雇用者及び浜通り等１５市町村内から避難指示区域等に住所等<u>等</u>を移転した正社員等としての転入雇用者（<u>補助対象地域の１に掲げる区域に立地する場合には適用しない</u>）<u>並びに</u>福島県外から福島県内に住所<u>等</u>を移転した正社員等としての転入雇用者を含むものとする。ただし、避難住民（東日本大震災の発生時、補助対象地域に住民票を有する住民）については、補助対象地域外から補助対象地域内に勤務地を異動した正社員等であれば、住所<u>等</u>の移転は問わない。</p>
---	--	---

た正社員等であれば、住所の移転は問わない。
 なお、補助対象施設・設備（４）については、付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び補助対象施設・設備（４）の管理人を含むものとする。

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数（注）
3千万円以上	1人以上
5千万円以上	2人以上
1億円以上	3人以上
10億円以上	5人以上
20億円以上	10人以上
30億円以上	15人以上
40億円以上	20人以上
50億円以上	25人以上
60億円以上	30人以上
70億円以上	35人以上
80億円以上	40人以上
90億円以上	45人以上
100億円以上	50人以上

（※）投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

（注）新規地元雇用者に含む非正規社員は、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している者とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限として非正規社員を新規地元雇用者に算入することができる（小数点以下の端数は切り捨て）。

また、新規地元雇用者の算定に当たっては、12市町村の外から12市町村に住所を移転して採用又は転入雇用する正社員等の場合、正社員等1人に対して1.2を乗じた人数を新規地元雇用者として算入することができる（小数点以下の端数は切り上げ）。

なお、補助対象施設・設備（４）については、付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び補助対象施設・設備（４）の管理人を含むものとする。

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数（注）
3千万円以上	1人以上
5千万円以上	2人以上
1億円以上	3人以上
10億円以上	5人以上
20億円以上	10人以上
30億円以上	15人以上
40億円以上	20人以上
50億円以上	25人以上
60億円以上	30人以上
70億円以上	35人以上
80億円以上	40人以上
90億円以上	45人以上
100億円以上	50人以上

（※）投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

（注）新規地元雇用者に含む非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たり労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限として非正規社員を新規地元雇用者に算入することが出来る（小数点以下の端数切捨て）。

	<p><u>2 雇用維持要件</u></p> <p><u>第26条第1項に定める報告期間において、1 雇用要件に定める新規地元雇用者数を確保しなければならない。雇用者数が確保されていない場合、基金設置法人は雇用要件の未達成率を算定し、第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。</u></p> <p><u>ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌年度から5年後の会計年度末までの期間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。</u></p> <p><u>3 地域経済効果要件</u></p> <p><u>次に掲げる(1)、(2)の要件を満たすこと。</u></p> <p>(1) 付加価値額(注1)の増加</p> <p>補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年率平均5.0%以上の増加を達成すること。</p> <p><u>付加価値額が当該要件を満たせない場合は、基金設置法人は未達成率を算定し、第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。</u></p> <p><u>ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年度より3年間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。</u></p> <p>(2) 福島県内取引要件</p> <p><u>第27条第1項に定める報告期間において、福島県内の事業所と補助対象施設における事業に係る取引(以下、「福島県内取引」という。)を行うこと。取引額は福島県内の事業者からの調達額(注2)を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額(注3)をもって報告することができる。ただし、調達額と販売額を合算して取引額として報告すること</u></p>		<p><u>2 地域経済効果要件は、次の(1)及び(2)のとおりとする。</u></p> <p>(1) 付加価値額(注1)の増加</p> <p>補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年率平均5.0%以上の増加を達成すること</p> <p>。</p> <p>(2) <u>避難指示区域等に立地する企業との取引額(注2)</u></p>
--	---	--	--

はできない。
取引額が以下の要件に定める額に満たない場合は、基金設置法人は未達成率を算定し、第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。

ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。

① 避難指示区域等に立地する場合

下表の左側に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれ同表の右側に掲げる取引額又は主要取引（注4）の3割に相当する額を、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度から5年後の会計年度末時点において5年間の年平均で達成すること。

② 避難指示区域等以外に立地する場合（いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町）

下表の左側に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右側に掲げる取引額又は主要取引の5割に相当する額を、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度から5年後の会計年度末時点において5年間の年平均で達成すること。

ただし、上記①及び②について、申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものの、当該効果を取引額に基づき判断することが合理的でない場合、客観的な資料により、下表と同等の地域経済効果を示すこと。

投下固定資産額（※）	取引額（①の場合）	取引額（②の場合）
3千万円以上	0.32億円以上	0.64億円以上

① 避難指示区域等に立地する場合

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者と補助対象施設における事業に係る取引を行い、下表の左側に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除く事が出来る。以下この表について同じ。）ごとにそれぞれ同表の右側に掲げる取引額を5年間の年平均で達成すること。

② 避難指示区域等以外に立地する場合（いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町）

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者と補助対象施設における事業に係る取引を行い、下表の左側に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右側に掲げる取引額を5年間の年平均で達成すること。

ただし、上記①及び②について、申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものの、当該効果を取引額に基づき判断することが合理的でない場合、客観的な資料により、下表と同等の地域経済効果を示すこと。

投下固定資産	取引額（①の場合）	取引額（②の場合）

5千万円以上	0. <u>3.2</u> 億円以上	<u>0.64</u> 億円以上
1億円以上	0. <u>6.4</u> 億円以上	<u>1.28</u> 億円以上
10億円以上	<u>1.6</u> 億円以上	<u>3.2</u> 億円以上
20億円以上	<u>3.2</u> 億円以上	<u>6.4</u> 億円以上
30億円以上	<u>4.8</u> 億円以上	<u>9.6</u> 億円以上
40億円以上	<u>6.4</u> 億円以上	<u>12.8</u> 億円以上
50億円以上	<u>8.0</u> 億円以上	<u>16.0</u> 億円以上
60億円以上	<u>9.6</u> 億円以上	<u>19.2</u> 億円以上
70億円以上	<u>11.2</u> 億円以上	<u>22.4</u> 億円以上
80億円以上	<u>12.8</u> 億円以上	<u>25.6</u> 億円以上
90億円以上	<u>14.4</u> 億円以上	<u>28.8</u> 億円以上
100億円以上	<u>16.0</u> 億円以上	<u>32.0</u> 億円以上

(※) 投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

(注1) 付加価値額は、営業利益、人件費及び減価償却費の総計をいう。

(注2) 調達額とは、福島県内取引により支出する費用(価値の提供に対して、補助事業者から支払われる対価)の合計額を指す。

(注3) 販売額とは、福島県内取引により得られる収益(物品・サービスの交換に対して福島県内事業者から補助事業者へ支払われる対価)の合計額を指す。

(注4) 主要取引のうち、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるものうち、売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上原価を指す。調達については、12市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることができるものとし、また、貸借対照表における「棚卸資産」(うち当期仕入分)を含めることとする。

なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることもできる。

額(※)	合)	場合)
3千万円以上	0. <u>4</u> 億円以上	0. <u>8</u> 億円以上
5千万円以上	0. <u>4</u> 億円以上	0. <u>8</u> 億円以上
1億円以上	0. <u>8</u> 億円以上	<u>1.6</u> 億円以上
10億円以上	<u>2</u> 億円以上	<u>4</u> 億円以上
20億円以上	<u>4</u> 億円以上	<u>8</u> 億円以上
30億円以上	<u>6</u> 億円以上	<u>12</u> 億円以上
40億円以上	<u>8</u> 億円以上	<u>16</u> 億円以上
50億円以上	<u>10</u> 億円以上	<u>20</u> 億円以上
60億円以上	<u>12</u> 億円以上	<u>24</u> 億円以上
70億円以上	14 億円以上	<u>28</u> 億円以上
80億円以上	<u>16</u> 億円以上	<u>32</u> 億円以上
90億円以上	<u>18</u> 億円以上	<u>36</u> 億円以上
100億円以上	<u>20</u> 億円以上	<u>40</u> 億円以上

(※) 投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

(注1) 付加価値額は、営業利益、人件費及び減価償却費の総計をいう。

(注2) 取引額とは、避難指示区域等に本店の所在する事業者から、補助対象事業所への価値の提供に対して、補助事業者から対価が支払われるものの合計額をいう。

	<p><u>販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上額を指す。</u></p> <p>(注5) 申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものとは、既に地域で不可欠なサプライチェーンが確立されており、申請案件によって避難指示区域等に確実に経済効果をもたらすと見込まれるものであって、その旨について関係自治体や第三者の確認を得たものをいう。</p> <p>(注6) 取引額に基づき判断することが合理的でない場合とは、申請者が調達等をしようとする原材料、部品、製品等について、<u>福島県内取引</u>ではその品質、数量等が十分満たせない場合等をいう。</p> <p>(注7) 客観的な資料とは、申請者や第三者による資料に加え、取引額と同等の地域経済効果が及ぶ複数の市町村長が確認した書面を必須とする。</p> <p>(注8) 下表と同等の地域経済効果とは、申請者と取引を行う避難指示区域等に本店の所在する事業者が、その取引によって生じる売上げ等をいう。</p> <p>(注9) 上記3に掲げる地域経済効果要件を満たさない場合は、天災など補助事業者の責めに<u>帰さ</u>ない理由を除き補助金返還の対象となる。</p>			<p>(注3) 申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものとは、既に地域で不可欠なサプライチェーンが確立されており、申請案件によって避難指示区域等に確実に経済効果をもたらすと見込まれるものであって、その旨について関係自治体や第三者の確認を得たものをいう。</p> <p>(注4) 取引額に基づき判断することが合理的でない場合とは、申請者が調達等をしようとする原材料、部品、製品等について、<u>避難指示区域等に本店の所在する事業者から</u>ではその品質、数量等が十分満たせない場合等をいう。</p> <p>(注5) 客観的な資料とは、申請者や第三者による資料に加え、取引額と同等の地域経済効果が及ぶ複数の市町村長が確認した書面を必須とする。</p> <p>(注6) 下表と同等の地域経済効果とは、申請者と取引を行う避難指示区域等に本店の所在する事業者が、その取引によって生じる売上げ等をいう。</p> <p>(注7) 上記2に掲げる地域経済効果要件を満たさない場合は、天災など補助事業者の責めに<u>負わ</u>ない理由を除き補助金返還の対象となる。</p>
<p>入居維持要件</p>	<p>上記「補助対象施設・設備」の「(4) 社宅」については、全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員<u>等</u>が入居する戸数が</p>		<p>入居維持要件</p>	<p>上記「補助対象施設・設備」の「(4) 社宅」については、全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補</p>

	<p>補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。</p> <p>※本要件を満たさない場合は、<u>基金設置法人は未達成率を算定し、第22条に則り補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。</u></p> <p><u>ただし、補助事業完了後3年間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。</u></p>			<p>助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。</p> <p>※本要件を満たさない場合は、<u>天災など補助事業者の責めに負わない理由を除き、補助金返還の対象となる。</u></p>													
<p>地域貢献</p>	<p><u>浜通り15市町村の復興に資するため、補助事業完了後、地域コミュニティへの貢献活動と経済的な地域貢献を補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度から5年間行うものとする。地域貢献に要する費用を、補助対象経費に含めることはできない。</u></p> <p><u>地域コミュニティへの貢献活動は、15市町村に所在する事業者や自治体との間で金銭の支出の有無を問わず実施される取組となる。</u></p> <p><u>経済的な地域貢献は、補助事業完了後5年間において12市町村に所在する事業者による価値の提供に対し、補助事業者から支払われる対価を伴うもの、又は12市町村への寄附等を指し、除草・防犯等の荒廃抑制対策として実施することが必要。</u></p> <p><u>また、下表の左側に掲げる補助金交付額ごとに1年あたりそれぞれ同表の右側に掲げる額を寄附等により達成すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="383 1110 1021 1457"> <thead> <tr> <th>補助金交付額</th> <th>貢献額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10億円未満</u></td> <td><u>交付額の0.5%</u></td> </tr> <tr> <td><u>10億円以上20億円未満</u></td> <td><u>600万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>20億円以上30億円未満</u></td> <td><u>700万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>30億円以上40億円未満</u></td> <td><u>800万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>40億円以上50億円未満</u></td> <td><u>900万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>50億円</u></td> <td><u>1000万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	補助金交付額	貢献額	<u>10億円未満</u>	<u>交付額の0.5%</u>	<u>10億円以上20億円未満</u>	<u>600万円</u>	<u>20億円以上30億円未満</u>	<u>700万円</u>	<u>30億円以上40億円未満</u>	<u>800万円</u>	<u>40億円以上50億円未満</u>	<u>900万円</u>	<u>50億円</u>	<u>1000万円</u>		
補助金交付額	貢献額																
<u>10億円未満</u>	<u>交付額の0.5%</u>																
<u>10億円以上20億円未満</u>	<u>600万円</u>																
<u>20億円以上30億円未満</u>	<u>700万円</u>																
<u>30億円以上40億円未満</u>	<u>800万円</u>																
<u>40億円以上50億円未満</u>	<u>900万円</u>																
<u>50億円</u>	<u>1000万円</u>																

別表 4

補助率 (注1)	区分		補助率
	(略)	(略)	(略)
	2 避難指示解除区域（避難指示解除後 <u>7</u> 年以内）、認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域	大企業	2 / 3 以内
(略)	中小企業	3 / 4 以内	
(略)	(略)	(略)	

(略)

(注1) 補助対象施設である社宅の補助率は、付帯する工場等が立地する区域の補助率を適用する。

(注2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。

(注3) 「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月25日原子力災害現地対策本部）に定める手続きに基づき、避難指示が解除される場合に限る。

(注4) 公募開始時点において、造成中又は計画中の下記の団地に立地する場合については、団地造成が完了するまでの間、下記の補助率を適用する。

- ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地（大企業2 / 3 以内、中小企業3 / 4 以内）

(略)

別表 4

補助率 (注1)	区分		補助率
	(略)	(略)	(略)
	2 避難指示解除区域（避難指示解除後 <u>6</u> 年以内）、認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域	大企業	2 / 3 以内
(略)	中小企業	3 / 4 以内	
(略)	(略)	(略)	

(略)

(注1) 補助対象施設・設備に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用する。

(注2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。

(注3) 「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月25日原子力災害現地対策本部）に定める手続きに基づき、避難指示が解除される場合に限る。

(注4) 公募開始時点において、造成中または計画中の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。

- ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地、下太田工業団地（大企業2 / 3 以内、中小企業3 / 4 以内）

(略)

2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業

区分	補助率 (注1)
1 避難指示区域（認定特定	大企業
	3 / 4 以内

			<u>復興再生拠点区域（注2）、認定特定帰還居住区域に該当する区域を除く。）（注3）</u>	中小企業	4 / 5 以内		
			<u>2 避難指示解除区域（避難指示解除後6年以内）、認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域</u>	大企業	2 / 3 以内		
				中小企業	3 / 4 以内		
			<u>3 上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村）（注4）</u>	大企業	2 / 5 以内		
				中小企業	3 / 5 以内		
			<u>4 上欄の2及び3に該当しない避難指示区域等（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村）（注4）</u>	大企業	3 / 10 以内		
				中小企業	1 / 2 以内		
			<u>（注1）補助対象施設・設備（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用する。</u>				
			<u>（注2）福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。</u>				
			<u>（注3）「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月25日原子力災害現地対策本部）に定める手続きに基づき、避難指示が解除される場合に限る。</u>				
<u>（注4）公募開始時点において、造成中または計画中的の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。</u> <u>・小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯舘小宮、飯舘深谷（大企業1 / 2 以内、中小企業2 / 3 以内）</u>							

	<p style="text-align: right;"><u>・波倉産業団地、南相馬復興工業団地、下太田工業団地（大企業2／5以内、中小企業3／5以内）</u></p>
<p>(様式第1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第4条第1項の規定に基づき、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程別表第1の不支給要件に該当しないことを確認の上、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の名称</p> <p>2. 補助事業の目的及び内容 (1) 補助事業（下記のいずれかに○を記載） 福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野のうち、該当するものに○を記載（複数回答可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 廃炉 ② ロボット・ドローン ③ エネルギー・環境・リサイクル ④ 農林水産業 ⑤ 医療関連 ⑥ 航空宇宙 <p>(2) 補助事業の目的、<u>内容</u></p>	<p>(様式第1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第4条第1項の規定に基づき、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程別表第1の不支給要件に該当しないことを確認の上、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の名称</p> <p>2. 補助事業の目的及び内容 (1) 補助事業（下記のいずれかに○を記載） <u>I. 福島イノベーション・コースト構想の重点推進分野に資する事業</u> <u>※ I の事業を行う場合、以下の重点推進分野のうち、該当するものに○を記載（複数回答可）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 廃炉 ② ロボット・ドローン ③ エネルギー・環境・リサイクル ④ 農林水産業 ⑤ 医療関連 ⑥ 航空宇宙 <p><u>II. 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業</u></p> <p>(2) 補助事業の目的</p>

<p><u>※本項には以下を踏まえた内容を記載すること。</u></p> <p><u>(申請者の概要)</u></p> <p>・ <u>会社概要、提供するサービスや技術、実績</u></p> <p><u>(補助事業に応募する背景)</u></p> <p>・ <u>現状分析と課題の提起、申請者が被災地復興のために提供できる価値、なぜ浜通り等地域か。</u></p> <p><u>(自立補助金で実施する事業内容)</u></p> <p>・ <u>今回の補助事業の概要 どこで、何を行い、地域にどのような効果をもたらすか。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 補助事業の内容</u></p> <p>(略)</p>
<p>(様式第2)</p> <p>(略)</p> <p>補助事業概要説明書</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業の実施計画 ※様式第1の詳細を記載のこと</p> <p>(1) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(イ) 目的及び工場・店舗等立地計画の内容</p> <p><u>*本項には様式第2に記載した内容を総括する本事業の概要を記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(注2) 補助事業開始後、土地 <u>又は</u> 建物が他者の所有である場合には、使用契約期限を付記してください。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第2)</p> <p>(略)</p> <p>補助事業概要説明書</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業の実施計画 ※様式第1の詳細を記載のこと</p> <p>(1) 補助事業の目的及び内容</p> <p>(イ) 目的及び工場・店舗等立地計画の内容</p> <p>(略)</p> <p>(注2) 補助事業開始後、土地 <u>または</u> 建物が他者の所有である場合には、使用契約期限を付記してください。</p> <p>(略)</p>

(2) 雇用の状況及び雇用計画（補助事業を行う事業部門）

	交付申請日現在	補助事業完了日時点 (予定)
従業員数	人	人
うち正社員等数	人	人
うち補助事業期間中に雇用する新規地元雇用者数（注3, 4）		人
うち短時間勤務雇用者数（注5）		人
うちその他雇用者数（注6）	人	人

（注3）共同申請の場合は、上表を申請者ごとに作成、記載してください。

（注4）新規地元雇用者のうち1/3（小数点以下の端数切り捨て）を上限として非正規社員を算入することができます。

（注5）短時間勤務雇用者数欄には、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している短時間勤務者数を記載してください。

（注6）「その他雇用者」とは、短期間パート、嘱託職員、再雇用者等について記載してください。なお、派遣社員は含みません。

（注7）補助事業期間中に雇用する新規地元雇用数には、以下をはじめとする不適切な場合は含められません。

- ・従来、申請者で雇用していた正規雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること
- ・従来、申請者のグループ会社又は共同申請者等で雇用していた正規雇

(2) 雇用の状況及び雇用計画（補助事業を行う事業部門）

	交付申請日現在	補助事業完了日時点 (予定)
従業員数	人	人
うち正社員等数（注3）	人	人
うち補助事業期間中に雇用する新規地元雇用者数（注4, 5）		人
うちその他雇用者数（注6）	人	人

（注3）新規地元雇用者に含めることができる非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とします。なお、非正規社員のカウントについては下記により計算します。

<計算式>

（非正規社員の所定労働時間（月平均）×非正規社員の雇用者数（月平均））÷正社員の所定労働時間（月平均）

（注4）新規地元雇用者のうち1/3（小数点以下の端数切り捨て）を上限として非正規社員を算入することができます。

（注5）共同申請の場合は、上表を申請者ごとに作成、記載してください。

（注6）「その他雇用者」とは、短期間パート、嘱託職員、再雇用者等について記載してください。なお、派遣社員は含みません。

（注7）補助事業期間中に雇用する新規地元雇用数には、以下をはじめとする不適切な場合は含められません。

- ・従来、申請者で雇用していた正規雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること

用者を一度解雇したうえで再度雇用すること 等
 ※ 社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。
 (略)

【担保権等設定にかかる記載】

補助事業に応じて以下の内容を記載してください。

- ・ 抵当権設定予定なし
- ・ 交付申請時に抵当権設定を合わせて申請
- ・ 今後計画変更にて抵当権設定予定

(略)

4. 補助事業の収支予算

(略)

福島県内の現行工場・店舗等の状況

(略)

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
<u>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）</u>	<u>3 億円以下</u>	<u>900 人以下</u>
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
<u>旅館業</u>	<u>5 千万円以下</u>	<u>200 人以下</u>
<u>ソフトウェア業・情報処理サービス業</u>	<u>3 億円以下</u>	<u>300 人以下</u>

・従来、申請者のグループ会社または共同申請者等で雇用していた正規雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること 等
 ※ 社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。
 (略)

【担保権等設定にかかる記載】

(略)

4. 補助事業の収支予算

(略)

福島県内の現行工場・店舗等の状況

(略)

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下。

※ただし、以下①から⑤に該当する企業は、「みなし大企業」として中小企業から除く。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ③ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ④ 役員（取締役）の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人
- ⑤ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超えている法人

5. 補助要件確認

(略)		(略)	
補助対象地域区分 (令和8年4月1日現在)	該当地域に○	1	避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域に該当する区域を除く。）
		2	避難指示解除区域（解除から7年以内）/認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域
		3	上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
		4	上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、南相馬市原町区、南相馬市鹿島区、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、）
		5	浜通り等15市町村内の避難指示等の無かった区域
		6	小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業

※ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 役員（取締役）の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人
- ・ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超えている法人

5. 補助要件確認

(略)		(略)	
補助対象地域区分 (令和7年4月1日現在)	該当地域に○	1	避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域に該当する区域を除く。）
		2	避難指示解除区域（解除から6年以内）/認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域
		3	上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
		4	上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、南相馬市原町区、南相馬市鹿島区、川俣町、広野町、楡葉町、川内村、）
		5	浜通り等15市町村内の避難指示等の無かった区域

			適地、飯舘小宮、飯舘深谷
		7	波倉産業団地、南相馬復興工業団地、
(略)			
<p>※2 I 補助要件の交付要件2(2)ただし書に該当する場合、申請事業者と取引を行った<u>12市町村内の</u>取引先が、当該取引によってもたらされる売り上げ見込み額を記載のこと。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>			

		6	小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯舘小宮、飯舘深谷
		7	波倉産業団地、南相馬復興工業団地、 <u>下太田工業団地</u>
(略)			
<p>※2 I 補助要件の交付要件2(2)ただし書に該当する場合、申請事業者と取引を行った<u>避難指示区域に本店の所在する</u>取引先が、当該取引によってもたらされる売り上げ見込み額を記載のこと。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>			

(別添4)

雇用創出効果

生産計画と雇用効果の推移

	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累計
生産(計画) (百万円)							
補助事業を行う事業部門の申請時における雇用数(a) (人)							—
補助事業を行う事業部門の雇用数(b) (人)							
うち <u>正社員等数</u> (人)							
うち新規地元雇用者数(人)							

(別添4)

雇用創出効果

生産計画と雇用効果の推移

	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累計
生産(計画) (百万円)						
補助事業を行う事業部門の申請時における雇用数(a) (人)						—
補助事業を行う事業部門の雇用数(b) (人)						
うち <u>正規雇用者数</u> (人)						
うち新規地元雇用者数(人)						

力関係の状況、今後の協力関係構築の予定など) など、地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと。

* 地域の計画的な産業集積施策 (県等公的団体が造成する工業団地への進出) など、県等公的団体が推進する地域活性化施策のうち、企業立地促進との関連がある事業との関連性を具体的に記載のこと。

(略)

5. 福島県内企業との取引額

(1) 計画区分 (いずれかを選択し、該当部分に計画内容を記載すること。)

①福島県内に立地する企業との取引額

②主要取引額に占める県内取引額の割合

①福島県内に立地する企業との取引額の計画

* 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、福島県内の事業者と補助対象事業における一定の取引額を確保する計画を記載

* 取引額とは、福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

* 上記によりがたい場合 (別表1 交付要件3 (2) ただし書に該当する場合)、同等の地域経済効果額を取引額として記載すること。

(単位: 億円)

協力関係の状況、今後の協力関係構築の予定など) など、地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと。

* 地域の計画的な産業集積施策 (県等公的団体が造成する工業団地への進出) など、県等公的団体が推進する地域活性化施策のうち、企業立地促進との関連がある事業との関連性を具体的に記載のこと。

* 本事業実施がなければ生じえない地域経済効果及び交付要件の表で定める地域経済効果と同等の効果について、申請者と取引を行う被災地事業者が、その取引によって生じる売上げのうち、当該取引による影響分について、具体的な内容を記載のこと。また、複数の市町村長が確認した書面もあわせて添付すること。

(略)

	1年後 [令和 年 月]	2年後 [令和 年 月]	3年後 [令和 年 月]	4年後 [令和 年 月]	5年後 [令和 年 月]
取引額					

②主要取引額に占める県内取引額の割合

*主要取引額とは、調達については、12市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることもできることとし、また、貸借対照表における「棚卸資産」（うち当期仕入分）を含めることとする。なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能とする。販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上額を指し、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上原価を指す。

	1年後 [令和 年 月]	2年後 [令和 年 月]	3年後 [令和 年 月]	4年後 [令和 年 月]	5年後 [令和 年 月]
主要取引額(億円)					
取引割合(%)					

(略)

5. 避難指示区域等に立地する企業との取引額

*補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者と補助対象における一定の取引額を確保する計画を記載

*取引額とは、避難指示区域等に本店の所在する事業者から、補助対象事業所への価値の提供に対して、補助事業者から対価が支払われるものの合計額をいう。

*上記によりがたい場合(別表1交付要件2(2)ただし書に該当する場合)、同等の地域経済効果額を取引額として記載すること。

(略)

<p style="text-align: right;">(別添6)</p> <p style="text-align: center;"><u>地域経済</u>への貢献度</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. その他 (国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無) * 関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと。</p> <p><u>3. 地域貢献にかかる実施計画</u></p> <p><u>別紙「地域貢献にかかる実施計画」に記載のこと。</u></p>	<p style="text-align: right;">(別添6)</p> <p style="text-align: center;"><u>被災地</u>への貢献度</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. その他 (国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無) * 関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと。</p>
<p style="text-align: right;"><u>(別添6別紙)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>地域貢献にかかる実施計画</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(事業者名)</u></p> <p><u>1 地域貢献の実施計画</u></p> <p><u>①地域コミュニティへの貢献活動</u></p> <p><u>*公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が公表する「福島イノベーション・コースト構想等を踏まえた地域課題リスト」における地域課題の例や、福島県・市町村の復興計画に合致する取組などを参照し、関係する項目に記載のこと</u></p> <p><input type="checkbox"/> 物流・買い物 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・介護 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 地域交通 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 防災・防犯・災害に強いまちづくり 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 除草・環境美化 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 有害鳥獣対策 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理 取組： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 農林水産関連 取組： _____</p>	

教育・人材育成 取組： _____

その他 取組： _____

具体的な取組計画（地域コミュニティへの貢献活動）

②地域コミュニティへの経済的な地域貢献（12市町村内での調達・寄附）

* 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、12市町村内の事業者から行う別表1 地域貢献記載の条件を満たす調達及び寄附の計画を具体的に記載すること（必ずしも調達先の企業名や寄付先を特定する必要はない）。

* 荒廃抑制（除草・防犯等）にあたる計画を必ず記載すること。

具体的な取組計画（地域コミュニティへの経済的な地域貢献）

* 本計画が、立地する12市町村から特に効果的であることの確認が得られた場合、申請書に市町村確認書を添付すること。

<市町村確認書の例>

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿

(12市町村名)

様式別添6に関して、以下事業者における地域貢献活動について、当自治体に対する貢献度が高い事業であることを確認しました。

1. 申請者情報

申請事業者名			
<p style="text-align: right;">(別添 7)</p> <p>市町村復興計画等確認書 <u>(宿泊施設の整備事業を申請する者向け)</u></p> <p>申請企業名： (略)</p>		<p style="text-align: right;">(別添 7)</p> <p>市町村復興計画等確認書</p> <p>申請企業名： (略)</p>	
<p>(様式第 3)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程 (令和 7 年 4 月 1 1 日制定。令和 8 年 4 月 1 7 日改正。以下「交付規程」という。) 第 <u>3 1</u> 条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※生年月日は和暦で記載してください。 ※交付規程第 <u>3 1</u> 条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(様式第 3)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程 (令和 7 年 4 月 1 1 日制定。以下「交付規程」という。) 第 <u>3 0</u> 条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※生年月日は和暦で記載してください。 ※交付規程第 <u>3 0</u> 条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>(様式第 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 辞退届け</p>		<p>(様式第 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 辞退届け</p>	

<p>令和 年 月 日付け第 号で採択を受けた上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）交付規程第4条第5項の規定に基づき、辞退します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>令和 年 月 日付け第 号で採択を受けた上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）交付規程第4条第5項の規定に基づき、辞退します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(様式第5)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>） 交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）交付規程（令和7年4月11日制定。<u>令和8年4月17日改正</u>。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福</p>	<p>(様式第5)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>） 交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）交付規程（令和7年4月11日制定。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210</p>

<p>第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号。20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20240531財福第1号、20250328財福第5号、<u>20251017財福第1号</u>、<u>20260327財福第3号</u>。以下「実施要領」という。)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p>(略)</p>	<p>611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号。20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20240531財福第1号、20250328財福第5号。以下「実施要領」という。)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第6)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付申請取下げ申請書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で採択を受けた上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第6条の規定に基づき、辞退します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第6)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付申請取下げ申請書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で採択を受けた上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第6条の規定に基づき、辞退します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第7)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 事前着手承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>)</p>	<p>(様式第7)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 事前着手承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>)</p>

<p>について、以下のとおり早期に事業を開始する必要があるため、事前着手の承認を求めます。</p> <p>(略)</p>	<p>について、以下のとおり早期に事業を開始する必要があるため、事前着手の承認を求めます。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第 8)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 事前着手承認書</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第 8)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 事前着手承認書</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第 9)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 計画変更 (等) 承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、計画変更 (等) について下記のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第 9)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 計画変更 (等) 承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、計画変更 (等) について下記のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第 10)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 事故報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第 12 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。</p>	<p>(様式第 10)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 事故報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第 12 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。</p>

<p>(略)</p> <p>(様式第 1 1)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 状況報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(様式第 1 1)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 状況報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第 1 2)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程 (令和 7 年 4 月 1 1 日制定。<u>令和 8 年 4 月 1 7 日改正</u>。以下「交付規程」という。) 第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第 1 2)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程 (令和 7 年 4 月 1 1 日制定。以下「交付規程」という。) 第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第 1 3)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 承継承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第 1 5 条の規定に基づき、補助金に係る補助</p>	<p>(様式第 1 3)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 承継承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第 1 5 条の規定に基づき、補助金に係る補助</p>

<p>事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第14)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 精算(概算)払請求書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第14)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 精算(概算)払請求書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第15)</p> <p>(略)</p> <p>消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第15)</p> <p>(略)</p> <p>消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第18)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 財産処分承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p>	<p>(様式第18)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 財産処分承認申請書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。</p>

(略)								(略)							
(様式第19)								(様式第19)							
(略)								(略)							
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 雇用等状況報告書								自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 雇用等状況報告書							
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>) 交付規程第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり雇用及び財産管理 の状況を報告します。								自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (<u>地域経済効果立地支援事業</u>) 交付規程第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり雇用及び財産管 理の状況を報告します。							
(略)								(略)							
(別紙1)								(別紙1)							
雇 用 状 況								雇 用 状 況							
生産計画と雇用効果の推移								生産計画と雇用効果の推移							
	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	<u>令和</u> 年度	累 計		令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累 計	
生産(計画) (百万円)								生産(計画) (百万円)							
補助事業を行う事業部 門の申請時における雇 用 数 (a) (人)							—	補助事業を行う事業部 門の申請時における雇 用 数 (a) (人)						—	
補助事業を行う事業部 門の雇用数(b) (人)								補助事業を行う事業部 門の雇用数(b) (人)							
うち <u>正社員等</u> 数 (人)								うち <u>正規雇用者</u> 数 (人)							

	うち新規地元雇 用者数 (人)						
	<u>うち短時間勤 務雇用者数 (人)</u>						
	うちその他雇用者 数 (人)						
補助事業を行う事業部 門における補助事業に よる雇用増加累計値(c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年 度(c)							—
雇 用 創 出 効 果 (d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経 費							—
各年度の雇用創出効果 (e) (人/億円) (e) = (d) - 前年度(d)							

※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。

※「補助対象施設・設備」の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。

※短時間勤務雇用者欄には、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している短時間勤務者数を記載してください。

(様式第20)

(略)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (イノベ構想推進立地支援事業)

	うち新規地元雇 用者数 (人)						
	うちその他雇用者 数 (人)						
補助事業を行う事業部 門における補助事業に よる雇用増加累計値(c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年 度(c)							—
雇 用 創 出 効 果 (d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経 費							—
各年度の雇用創出効果 (e) (人/億円) (e) = (d) - 前年度(d)							

※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。

※「補助対象施設・設備」の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。

(様式第20)

(略)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (地域経済効果立地支援事業)

<p style="text-align: center;">入居状況報告書</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>） 交付規程第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象施設の入居状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">入居状況報告書</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>） 交付規程第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象施設の入居状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																								
<p>(様式第21)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>） <u>福島県内取引等</u>報告書</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>イノベ構想推進立地支援事業</u>） 交付規程第27条第1項・第2項の規定に基づき、下記のとおり経済効果に関する状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>2. 取引要件</u></p> <p><u>報告区分（以下いずれかを選択し、当該項目の取引内容を報告すること）</u></p> <p><u>①福島県内に立地する企業との取引額</u></p> <p><u>②主要取引額に占める県内取引額の割合</u></p> <p>①. <u>福島県内</u>に立地する企業との取引額（総額） （単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="145 1161 1034 1289"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年後 [年月]</th> <th>2年後 [年月]</th> <th>3年後 [年月]</th> <th>4年後 [年月]</th> <th>5年後 [年月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、福島県内に所在する事業者と補助対象における一定の取引額を確保する計画を記載</u></p>		1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]	取引額						<p>(様式第21)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>） <u>地域経済効果等</u>報告書</p> <p style="text-align: center;">自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（<u>地域経済効果立地支援事業</u>） 交付規程第27条第1項・第2項の規定に基づき、下記のとおり経済効果に関する状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. <u>避難指示区域等</u>に立地する企業との取引額（総額） （単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="1126 1161 2016 1289"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年後 [年月]</th> <th>2年後 [年月]</th> <th>3年後 [年月]</th> <th>4年後 [年月]</th> <th>5年後 [年月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]	取引額					
	1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]																				
取引額																									
	1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]																				
取引額																									

*取引額とは福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

(参考) ①の内訳

調達又は販売かを記載	取引内容	企業が所在する市町村名	金額

※取引額が多い順から並べ、合計が取引額要件を満たすまでの取引を記載する。

②. 主要取引額に占める県内取引額の割合

	1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]
主要取引額(億円)					
取引割合(%)					

*主要取引額とは、販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上額を指し、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上原価を指す。調達については、1 2 市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることもできることとし、また、貸借対照表における「棚卸資産」(うち当期仕入分)を含めることとする。なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能する。福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報

告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

*主要取引額に占める県内取引額を確認するため、主要取引額の全体が確認できる決算書、財務諸表等を提出してください。

(参考) ②の内訳

<u>調達又は販売かを記載</u>	<u>取引内容</u>	<u>企業が所在する市町村名</u>	<u>金額</u>

(様式第22)

番 号
令和 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人
公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印 (省略可)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (イノベ構想推進立地支援事業)
地域貢献活動報告書

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (イノベ構想推進立地支援事業)
交付規程第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり地域貢献活動の状況を報告します。

記

1. 令和 年度報告対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (補助事業
完了後 年目)

* 補助事業者の会計年度を記載のこと。ただし、初年度は、補助事業
完了の日から、補助事業者の会計年度終了日までとする。

2. 地域貢献活動の内容

(1) 地域コミュニティへの貢献活動内容

① 該当するイノベ地域課題リスト、復興計画の該当部分

② 活動内容 (実施時期、内容、回数を明確にすること。必要に応じ、別
紙で補足すること)

(2) 1 2 市町村内での調達・寄附

① 対象期間内に行った 1 2 市町村に所在する事業者からの調達もしくは
1 2 市町村内自治体・NPO等への寄附額
(次項の類型 (b) かつ荒廃抑制に資する額のみ記入すること)

円 (年間累計 円)

② 調達の内容

番号	類型	荒廃抑制	相手先	相手先 所在自治体	調達・寄附 額 (円)	調達・ 寄附の 内容
(例)	(a)		〇〇町 内会	〇〇町	300,000	弁当の 購入
	(b)	〇	〇〇町	〇〇町	10,000,000	防犯灯 の寄贈

③ 寄附の内容

番号	類型	荒廃抑制	相手先	相手先 所在自治体	調達・寄附額 (円)	調達・寄附の内容
(例)	(b)	○	○○町 内会	○○町	300,000	草刈り費用 の寄附

・類型欄には以下を記入すること。

(a) 弁当・食事、制服・作業服、備品購入、車内清掃、運送、社員研修、PR・広報等の様々な企業活動の経常費用

(b) 地域のための社会貢献活動費用・CSR費用

・荒廃抑制欄には荒廃抑制（除草・防犯等）にあたる場合○を入れること

・調達・寄附の実績を証明する書類を合わせて提出すること。

書類の例 … 調達した物品・役務の領収書、寄附金受領書

以上